

令和 2 年度第 11 回松江市教育委員会会議議事録

日時：令和 3 年 1 月 26 日（火）14：00～

場所：教育委員会室

出席委員：清水教育長、多々納委員、伊藤委員、藤原委員、金津委員

事務局出席者：早弓副教育長、大谷副教育長、次長（教育総務課長）、次長（生涯学習課長）

学校教育課長、生徒指導推進室長、教育総務課長補佐

1 開会宣言（清水教育長）

○清水教育長

2 会議録署名者の指名（伊藤委員、多々納委員）

3 会議録の確認（令和 2 年度第 9 回及び第 10 回）

…………意見・修正なし…………

4 報告【3 件】

○清水教育長

本日、報告が 3 件提出をされているが、このうち報告第 14 号については、いじめ重大事態の案件であり、内容的に松江市教育委員会会議においては非公開案件として取り扱いたいと思うが、よろしいか。

…………異議なし…………

そうすると、松江市教育委員会会議規則第 2 条の規定に基づき、この報告第 14 号については、全ての案件報告の後に非公開で行うこととする。

それでは、事務局より説明をお願いする。

【報告第 13 号 令和 2 年第 6 回松江市議会定例会（12 月議会）について】

○早弓副教育長

令和 2 年第 6 回の松江市議会定例会であるが、12 月 2 日から 22 日まで開催され、第 10 回の教育委員会会議で制定依頼の御承認をいただいた松江市立女子高等学校の

名称変更に伴う関係条例の整理に関する条例、それから松江市指定管理者の管理する公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、それから調製依頼の御承認をいただいた指定管理者の指定に関する議案、令和2年度松江市一般会計補正予算（第8号）については、12月11日に開催された教育民生委員会や分科会での審議を終え、12月22日に原案通り可決・採決となっているところである。

それから、12月7日から9日の3日間に一般質問があり、18人の議員の皆さんから309の質問があったところである。そのうち教育委員会に関するものとしては、お手元の議案集の2ページから4ページに骨子を掲載しているが、10人の議員の皆さんから36の質問があったところである。項目別でいうと、メディアやネット依存・ゲーム依存といったもの、学校給食に関するもの、いじめ・不登校の対策、ICTの活用教育、新型コロナウイルス感染症、学校教育の一般、フッ化物洗口、教職員の超過勤務実態、東出雲公民館との複合施設、まちづくり、橋北の拠点校等の質問があったところである。

この中で主だったものを御報告させていただく。先ほど申し上げたように、2ページのところから順を追って説明させていただくが、まず、質問順位の2番目の野津議員であるが、コロナ禍での子供たちの影響ということで、ネット、ゲームなど、メディアに関する影響はないのか。ノーメディア週間の増強や講師派遣、研修会、そういったものはどうか、これについて、もっと積極的にやるべきではないかという質問であった。

教育委員会としては、休校時の子供たちへの長時間のメディア接触について危惧していたため、学校再開時には学校に聞き取り調査等を行ったところである。この時点では大きな問題は見られないということで、少し安心したところであるが、7月に各校が作成した「メディアに関する情報シート」においては、子供の中でゲームの流行や、メディアと初めて接する児童の数の増加、それから長時間のメディア接触等があがっており、メディアの利用時間や頻度の増加を懸念している。

松江市においては、平成26年から「子どもとメディア」対策協議会を設置し、メディア推進委員を派遣した学校でのメディア学習、中学校区で連携して取り組むメディアコントロールウィークの推進、外部講師を招いた保護者・教職員を対象とした研修・講習会・講演会、保護者と子供が一緒に遊ぶ講演会など、工夫をしながら精力的に行ってきましたところである。今年はコロナ禍であり、研修会・講演会については実施でき

なかったが、収束した際には、児童啓発を一層強力に進めていくということを申し上げた。

それから、6月に実施し、ホームページに結果を公開した「子どもの電子メディア機器利用に関するアンケート」についても、島根大学様・鳥取大学様の専門家に分析を依頼し、提言を受ける予定にしているということで、今後もこれまで得られた知見を基に、指導・啓発の充実を図っていくということを申し上げている。

コロナ禍に加え、デジタル化が急速に進んでいる現在であるため、これらの取組の必要性はさらに高まっており、今後は家庭との連携も重視しながら取組をさせていただきたいというように答えている。

それから、17番目の津森議員からもネット依存・ゲーム障がいの現状はどうかという質問があった。先ほど申し上げた6月に実施したアンケートによると、スマートフォン・携帯電話について、個人使用として与えているというのが小学校3年生で16%、小学校6年生で28%、中学校2年生で44%ということを申し上げたところである。

この結果から見えてきた現状は、2点である。1点目は、子供たちが多様なメディア機器を使用しているということである。スマートフォン・タブレット・ゲーム機、こういったものの利用が多くなっているということである。これらの機器については、ネットに接続された環境下で使用されることが多いものであるため、子供たちは以前に比べ、簡単にネットにつながるという環境があるといえる。

2点目は、保護者の皆さんが高いフィルタリングに関する知識・意識が少し低いということである。今後はアンケートの結果の詳細な分析を進めるとともに、先ほど申し上げたように、島根大学様・鳥取大学様の御協力を得ながら、対応をとっていきたいというようにお答えしているところである。

それから、続いて学校給食について、質問順位10番目の長谷川議員から食物アレルギー対策はどうかという質問があった。これについての対応であるが、本人・保護者のみならず、周りにいる友達・児童生徒の声掛けや教職員のチェックなど、周囲の理解と協力が不可欠になっているところである。アレルギーの対応については、各学校で入学前から食物アレルギーの調査を行い、該当がある場合には教職員・給食センターの栄養士が保護者と面談を行いながら、アレルギー食物の確認や給食時の対応について詳細に確認しているところである。

それから、毎日給食時間までに当日のアレルギー原因物質の点検を行っているとこ

ろであるが、他の児童生徒の配膳を始める前に配膳をするなどの工夫をし、食物アレルギー事故が起こらないように細心の注意を払っているということでお答えをしていく。

それから、学校給食の関係でもう 1 点。少し角度は違うのだが、給食費の徴収に係る公会計化の問題である。これは 17 番の津森議員から質問があった。この給食費の公会計化であるが、現在、文科省による「学校給食費の徴収・管理に関するガイドライン」及びシステム構築先進地の事例等を調査・研究しているところである。公会計化により、教職員の業務負担の軽減や給食費の管理における透明性の向上をはじめ、期待される効果も多いため、移行に向けて取り組んでまいりたいというように考えているところであるが、公金の取扱いとなるため、管理体制やシステムの構築や学校や金融機関などの関係機関と協議・調整が必要であり、若干時間はかかるが、できるだけ早い移行ができるように検討することとしている。

それから、最後であるが、いわゆるいじめと不登校の問題である。これは 15 番の米田ときこ議員から質問があった。現在のいじめ問題や不登校等についての見解はどうか、基本的な考え方はどうかということであった。いじめ問題や不登校の対策については、学校だけではなく、家庭・地域・関係機関が連携し、子供たちを支えることが最も大切であり、その対応の基本は早期発見につとめ、迅速な情報共有により、学校を中心とした組織的な対応を進めていくことがある。いじめ問題には毅然とした対応をし、不登校児童には多様な支援を行っていくということが重要であるということをお答えしたところである。

以上である。よろしくお願いする。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

報告事項に関連してお尋ねしたいことと御検討いただきたいことがあるため、申し述べたいと思う。

4 番の森本議員から、ICT 活用教育についての質問があるのだが、松江市では電子黒板をいち早く導入していただき、非常に有効活用しているということを授業参観等で

理解した。

次はタブレットを今年度末までに、小学校 3 年生以上の全員に 1 台ずつ配布するということは、これもほかの市町村よりも非常に早く積極的に取り組んでいただいていると思う。電子黒板の場合は、教員が準備をして使うのだが、タブレットの場合は、子供たち一人一人が使うため、教育効果を上げるにはどう使うのか、研究が非常に重要なと思う。使い方をしっかりと研究いただきなければならないので、教育委員会としては、先進的な取組をされている学校や地域から積極的に情報収集したり、このように使えば効果が上がるというようなことを、先生方に研修会なりでは是非サポートをしていただくようお願いしたいと思う。

積極的に使っているところでは非常に良い効果があるが、やはり使い方の工夫が大事ということもお聞きしているので、是非その辺りのことをお願いしたい。

もう 1 点は、子供たちが使うと同時に、先生方にも是非オンライン研修等に活用いただきたいと思う。

附属学校は、毎年研究会をやるのが義務であり、各教科で研修会をやっている。昨年の 6 月に中学校の技術がオンライン研修会を開いたのだが、松江市の各学校に御案内したときに、先生方から、「各学校では外部とつながっているパソコンが 1 台しかない。これはセキュリティーの問題のようであるが、1 時間や 2 時間、何人かの教員が占有していると非常に困るため、参加したくてもできない」ということをおっしゃっていた。そういう物理的な状況がある。

来月の 2 月にも家庭科がオンライン研修を開くのだが、やはり同じような状況で、先生方からは、「参加したくてもできない」というような声があり、少し困ったと思っているところである。また、松江市の小学校の教育研究会だったか、10 月か 11 月ごろに御案内いただいた会は、「対面でやるために、30 人に限定する。そのため、教育委員の方は、あるということだけ御承知おきいただきたい」というお知らせだった。できればオンラインでも参加したいと思ったのだが、あくまで対面でやりたいということであった。

もちろん対面でも良いのだが、こういう状況の中で、多くの方々に研修を受けていただくには、対面と同時にオンラインというのもお考えいただきたい。教育の原点はやはり対面、目と目を合わせるなどであると十分分かっているのだが、やはり物理的にできない状況の中で、どう先生方に勉強して力を付けていただくのかということを

考えると、オンラインもやはり必須の状況だと思う。そういうことが可能になるようなシステムを是非御検討いただきたいと思っている。よろしくお願ひする。

○清水教育長

事務局から何かあるか。

○学校教育課長

多々納委員から、是非サポートをという言葉をいただき、大変感謝申し上げる。

まず、1点であるが、学校へのサポートということで、現在タブレットが配備されつつある学校ごとに指導員が入って研修を行っている。また、学校ごとに自主的に研修を行っており、そのことは学校のホームページでも確認できる。このように教員が自主的に研修を行っている状況がある。

それから、学校から要請があれば、学校教育課のICT活用の指導講師がいつでも学校に訪問するという体制をとっている。また、来年度も1名増をお願いをしているため、その辺りのところは強化できるものではないかというように考えている。

それからもう1点。教員のオンライン研修である。現在、教職員に配布しているパソコンは基本的に外部にはつながらないのだが、ファイル交換ソフトにより、市内で100台程度は外部につなげるようになっていると聞いている。

また、今後、電子黒板の数だけ各校にタブレットを配備する予定である。教師用タブレットというようになると思うが、校内LANが整備されることにより、令和3年度からは外部につながるカメラ付き端末として使用できるため、これもまた教職員の研修を重ねることで、オンラインで接続して活用できるものというように考えている。

以上である。

○多々納委員

非常に明るいお話を聞かせていただいた。子供たちの教育効果も、また、教員の力もICT教育を実施することで付けていくことができるのではないかということを伺い、大変喜ばしいことだと思う。是非積極的に取り組んでいただきたいと思う。

○清水教育長

ほかに何かあるか。

……質問・意見なし……

それでは、報告第 13 号は以上とする。

【報告第 15 号 松江市教育委員会表彰の決定について】

○次長（生涯学習課長）

議案集の 7 ページである。

松江市教育委員会表彰規定に基づく被表彰者、この度は公民館長・公民館運営協議会会长・公民館職員について、松江市教育委員会教育長に対する事務委任規則並びに松江市教育委員会事務決裁規程に基づき、教育長決裁により決定したため、その御報告をする。

該当者については 8 ページを御覧いただきたい。

まず、公民館長については、9 ページにも掲載しているが、松江市教育委員会表彰規程第 2 条第 1 項第 2 号に基づき、勤務年数 10 年以上の功労顕著なものとして、この度大野公民館の伊藤館長を、公民館運営協議会会长については、12 年以上在職し、功労顕著なものとして、城北公民館の安達会長に決定している。また、公民館職員については、表彰規程第 2 条第 1 項第 4 号に該当するものとして、また、資料の 11 ページ以後に付けているが、表彰内規により、勤務年数 15 年以上の職員で功績が顕著なものとして、各地区公民館運営協議会会长より推薦をいただき、審査会を経て決定した方で、1 番に掲載している雑賀公民館の門脇主事以下 6 名の方々に決定をしている。

報告は以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

……質問・意見なし……

それでは、報告第 15 号は以上とする。

5 議事【議案 1 件】

本日、議案が 1 件が提出されている。

それでは、事務局より説明をお願いする。

【議第 38 号 令和 2 年度島根県学力調査結果の公開の関する件について】

○学校教育課長

資料は 14 ページから 18 ページである。

県学力調査については、平成 30 年度より実施学年が小学校 5 年生から中学校 2 年生、義務教育学校 5 年生から 8 年生までとなり、調査項目は、小学校では国語・算数・意識調査、中学校では国語・数学・英語・意識調査というようになっている。

今年度は新型コロナウイルス感染症による臨時休校措置がとられた関係で、各校で学習進度に影響があった。各校では回復に向け、年間計画等を見直して授業を行い、再度休校措置がとられることがなければ 2 学期中に進度が回復できるものというようになっていた。しかし、今回の学力調査の範囲が、通常の 12 月テストの範囲で設定されたこともあり、調査範囲まで到達できなかった学校が複数あった。

実施状況については、14 ページの上側を御覧いただきたい。また、大問題が丸々未学習で、問題に取り組めなかつたというような学校もあった。そのため、市全体の平均正答率や各校の平均正答率を県の数値等と単純比較することはできない。したがって、今年度は公表シートに平均正答率を掲載しない様式としてよろしいかお諮りいたしたい。

15 ページが各小学校の帳票例、16 ページが各中学校の帳票例であり、小中の様式は、中学校で英語が入っていること以外は、ほぼ同じである。八束学園については、前期課程と後期課程のものをそれぞれ作成していただく。

17 ページと 18 ページの市全体の帳票であるが、小中学校とも先ほどお示しした各校の様式と同じである。

公表に向けたスケジュールは、14 ページの下側を御覧いただきたい。こちらのスケジュールにしたがって進めてまいり、3 月に開催される教育委員会会議にて結果説明を行いたいというように考えている。そこで御承認をいただき、特に変更がなければ、速やかに市のホームページに公表することを考えている。

御審議のほど、よろしくお願ひする。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

○多々納委員

1 点お尋ねしたいと思う。県からの通知の文書を頂戴したのだが、県も未学習の問題があったということは承知した上で、こういう学力調査を実施したということか。学力調査を実施すること自体、大きな意味があるわけなのだが、その意味と、まだ十分学習していない子供たちがいるということが想定されている中で学力調査を実施し、しかもそれを公表するという、その辺りは非常に矛盾があるのではないかと個人的に思う。県の学力調査は教科だけではなく、生活の面の調査、あるいは意識調査もあるため、もちろんそちらも大変重要なのだが、未学習の問題があり、それを受けた子供たちが「自分はこんなにできないのか」とか、そういう心理的な状況にならないか心配である。そもそも学力調査を何のためにやるのかという、そことの整合性についていない。県がどうしてこういう状況の中で実施したのか。「今年度は中止しましょう」ということがあって然るべきだと私は思う。文科省の学力調査は、ちょうど臨時休校中だったため中止している。いくら出る問題のところを急いでやっても、やはり限度がある。未学習問題があった学校のパーセントを見ると、特に小学校よりも中学校が高い。数学とか、中学校2年生の英語だと半数である。こういう状態で、なぜやらないといけないのかというのがまず疑問で、しかもそれを公表するのか。教科の結果は公表しないとすると、何か理由が必要だと思うのだが、その理由が皆さんに納得いただけるのかというのは少し気になるところである。その辺りはいかがなものなのか。

○学校教育課長

今、多々納委員からの御指摘の点については、県教委に直接問い合わせをし、回答をいただき、通知もいただいているという状況である。

県教委からは、いろいろ説明をしていただいたのだが、一番大きな点は、学力調査の範囲の設定に問題があったということだというように捉えている。県は、学力調査をやることを前提に進めており、県とテストの業者である東京書籍との調整がうまくいかなかつたということで、通常1月・2月に実施する標準版テストを島根県は12月8日に実施することになったということである。やむを得ず各市町で実施せざるを得なかつたということで、他市からも県教委にそのような問い合わせがあったということを聞いている。

本年度の問題範囲が適切ではなかったというように判断しており、未学習の問題があってもやむなしということで県教委からは報告を受けており、本市としても、今後そのようなことがないように申入れを行いたいというように考えているところである。

児童生徒の心理的な状況であるが、各学校からは児童生徒の様子については報告を受けていないのだが、到達度というか、どの程度自分が学習したことを理解しているかどうかという確認テストというような位置付けで、例年とは異なった学力調査というような結果になると思っている。

以上である。

○多々納委員

松江市としては、やったからには結果をホームページなりで報告しないといけないという、そういう考え方なのか。未学習の問題があつて、いろいろ課題があるため、今年度は公表しないという選択肢はないものなのか。

○学校教育課長

今、御指摘していただいたように、いろいろ選択肢はあると思うのだが、例年実施したことについて公表している。今回は単純比較ができないということを前提に、各校での到達度というか、どの程度子供たちが頑張っているかということをお示しする良い機会ではないかというように捉えている。

補足であるが、先ほど質問をいただいた件で、例えば数学であるが、ある学校が出題内容の3分の1ができていなかつたという報告を受けている。これは単元の入替えや学校の校内事情でできなかつたとのことである。これらの学校については、年内には必ず予定通りに修了すると報告を受けている。

以上である。

○多々納委員

松江市の場合は、各学校ごとに公表する、教科の結果の報告はしないという、そういう御提案とお伺いしているが、そもそも学力調査そのものを報告しないというのはあり得ないので。実施を断るというのはなかなか難しいと思うのだが、この学力調査が、調査をする趣旨と合っているのかというと、やはり少しおかしくないかという、

そういう疑問を持っている。いろいろな状況があって実施したけれども、公表しないというような、そういう選択肢もあるのではないかと思う。その辺りはいかがか。

○学校教育課長

単純に公表すると数字の比較になってしまうため、今おっしゃっていただいたように、載せないというのも1つの選択肢だというように思っている。しかし、頑張って取り組んだということについても、いろいろと注釈を付ける中で数字を出すということも1つの選択肢として考えているため、そのような形で進めていければというように考えている。

以上である。

○清水教育長

この問題はもう少し検討をする必要があるというように思う。公開するとしても、その内容をどうするかということを、きちんと皆さんに分かるように出さなければいけないと思う。しばらく事務局で検討をいただくようお願いする。

ほかに何かあるか。

……質問・意見なし………

それでは、議第38号については、公開方法を検討することを条件に、承認とする。中身については検討をお願いする。

6 その他報告【1件】

○清水教育長

本日、その他報告が1件提出をされている。

それでは、事務局より説明をお願いする。

【その他報告（1） 令和4年度島根県公立高等学校入学者選抜（令和3年度実施）における推薦選抜等での選抜方法等の見直しについて】

○学校教育課長

お手元の資料19ページを御覧いただきたい。島根県公立高校の入学者選抜における推薦選抜等について、県教委と協議をしてきた。それにより、現在の中学校2年生が

受験する令和4年度選抜から見直しがなされることになり、その方向性を示したもののがこちらの資料である。

1番の変更点は、中学生がより多様な選択肢の中から進路選択ができるよう、各高校がこれまで以上に独自色を出した選抜が可能になるということである。例えば出願資格に英語検定などの取得資格を盛り込むこと、あるいは、ふるさと学習等の学習成果を生かすレポート、プレゼンテーションなどの工夫が想定されている。生徒がそれぞれの個性や夢を大切にした進路実現ができるよう、具体については、今後さらに県教委と協議を重ねてまいりたいというように思う。

以上、御承知おきいただきたい。以上である。

○清水教育長

何か質問や意見はあるか。

…………質問・意見なし…………

それでは、その他報告は以上とする。

7 次回教育委員会会議等の予定

【令和2年度第12回教育委員会会議】

日時：2月16日（火）13：30～

場所：教育委員会室

8 その他

○清水教育長

事務局から何かあるか。

…………発言なし…………

それでは、報告第14号を除き、全ての議案が終了した。関係者以外は御退席をお願いしたいと思う。